

兵庫県公報

平成27年4月24日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局公告	ページ
○ 県立こども病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの実施	1

病 院 局 公 告

県立こども病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの実施

県立こども病院の跡地利用事業者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施する。

平成27年4月24日

兵庫県病院事業

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 趣旨

県立こども病院の移転整備に伴い、兵庫県病院局（以下「兵庫県」という。）では、平成24年2月に策定した「県立こども病院建替整備基本計画」の方針に基づき、民間事業者による跡地利用を図るため、公募型プロポーザル方式（企画提案競技）により、地域住民の意向等を踏まえた事業の実施を提案した事業者に対し、現在の県立こども病院（以下「現病院」という。）の土地・建物を一括売却することとしている。

このため、下記により、兵庫県が提示する要件に従って、事業展開を希望する跡地利用事業者の提案を募集する。

2 事務局

兵庫県病院局企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (代表) 内線3495、3496

FAX (078) 351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

3 事業対象土地・建物

(1) 土地

ア 所在 神戸市須磨区高倉台1丁目1番

イ 地目 宅地

ウ 面積 31,157.50㎡

(2) 建物

ア 所在 (1)アに同じ

イ 種類 病院本館ほか18棟

ウ 面積 延べ32,606.23㎡

4 応募資格

(1) 提案者は、自ら事業対象土地・建物の所有権を取得し、施設整備を行う事業者及び施設運営（施設を賃貸、一部転売する場合を含む。）を行う事業者により構成すること。

(2) 提案者は、1者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とする。複数の事業者のグループにより提案する場合には、グループの代表者を定めること。

(3) 提案者の構成員は、他の提案者の構成員になることはできない。

(4) 提案者は、次の要件をすべて満たすこと。

ア 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者

イ 提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している者

ウ 事業対象土地・建物の購入金額の支払能力のある者

(5) 提案者の法人（グループにより提案する場合は全ての構成員）がアからエまでのいずれにも該当しない

こと。また、その役員等がオの各項目に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当していないこと。

イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）

エ 法人税、消費税、地方消費税又は法人事業税等について滞納していないこと。

オ その役員等が次に該当しないこと。

(7) 役員等が暴力団員であると認められる者

(4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(1) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 参加資格の確認基準日は、提案申込書の提出期限の日とする。

5 最低売却価格（税抜）

2,286,000,000円

6 提案要件

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、医療法（昭和23年法律第205号）、その他国、県、市の関係法令等を遵守すること。

(2) 「県立こども病院建替整備基本計画」（平成24年2月策定）に掲げる「現病院の資産活用」を踏まえた内容とすること。

(3) 提案に当たっては、医療法の規定に基づく病院又は診療所を整備すること。開設後、少なくとも10年間は安定的、継続的に医療提供を行うこと。

なお、病院の整備に当たっては、兵庫県保健医療計画の制約を踏まえること。

(4) 医療機関以外の施設（以下「その他施設」という。）については、介護老人保健施設などの介護・福祉機能を含む「健康・福祉・医療の向上」につながる提案を含めることが望ましい。

(5) 建物の改修、解体等が必要な場合は、兵庫県から引渡しを受けた後、事業者の負担において行うこと。

(6) 工事着手は、土地・建物の引渡しの日から1年以内に行い、5年以内に施設の建設を完了させるとともに、事業の運営を開始すること。

(7) 提案時の設置・運営計画を変更する場合は、兵庫県の承諾を得ることとし、土地・建物は、兵庫県の承諾のない限り、運営開始後10年間は、用途の変更及び第三者に転売又は貸付けを行わないこと。

(8) 事業計画や工事の実施等に係る周辺地域への説明、関係機関との調整等は、事業者の責任において適切に行うこと。

(9) 事業対象土地・建物を次の用途に使用してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反した用途

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途

7 提案手続

(1) 募集要項の配布場所及び配布期間

ア 場所

(7) 兵庫県病院局企画課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁西館2階）

(4) インターネットからのダウンロード

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/kodomo_atochi_riyou_jigyosya.html)

イ 期間

平成27年4月24日（金）から同年5月22日（金）まで

ただし、上記ア(ア)においては、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 質疑書の提出

ア 期間 平成27年5月14日（木）から同月29日（金）まで

イ 提出先 前記2に同じ

ウ 提出方法 質疑の要旨を質疑書に簡潔にまとめ、事務局宛てに電子メール又はFAXにより送付すること。口頭、電話等による質疑は受け付けない。

エ 回答方法 質疑書を提出した者を問わず、質疑書提出者及び現有施設見学会参加者全員に電子メール又はFAXにより随時回答する。

(3) 現有施設見学会

ア 日時 平成27年5月25日（月）（時間については別途通知する。）

イ 場所 県立こども病院（神戸市須磨区高倉台1丁目1番）

ウ 参加方法 平成27年4月27日（月）から同年5月14日（木）午後5時までに現有施設見学会参加申込書を事務局宛てに電子メール又はFAXにより提出すること。

(4) 提案申込み（参加表明）

ア 期間 平成27年6月29日（月）から同年7月3日（金）まで（郵送の場合は、期間内に必着のこと。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所 前記2に同じ

ウ 提出方法 提案申込書を記入の上、持参又は郵送にて提出すること

(5) 提案書類受付

ア 期間 平成27年7月21日（火）から同月29日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。ただし、郵送の場合は、期間内に必着のこと。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所 前記2に同じ

ウ 提出方法 提案書類を持参又は郵送にて提出すること

8 事業予定者の選定

(1) 選定方法

学識経験者、地元関係団体の代表者等で構成する「県立こども病院跡地処分検討委員会」（以下「委員会」という。）において、購入申出価格及び提案内容に対する総合的な審査を行った上で、事業予定者を選定し、次点の者を次順位事業予定者として選定する。

なお、提案の内容によっては、第3順位事業予定者まで選定することがある。

(2) 事業予定者の決定

事業予定者及び順位づけを行った事業予定者は、委員会の選定結果に基づき、兵庫県が決定する。

9 その他

(1) 本公告及び募集要項の承諾

提案事業者は、提案募集申込書の提出をもって、本公告及び募集要項の記載内容等を承諾したものとみなす。

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(3) 提案書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 詳細は、募集要項による。